

令和2年白老町議会全員協議会会議録

令和2年11月11日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時36分

○議事日程

1. 白老町強靱化計画（案）策定について
-

○会議に付した事件

1. 白老町強靱化計画（案）策定について
-

○出席議員（14名）

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 番 久 保 一 美 君 | 2 番 広 地 紀 彰 君 |
| 3 番 佐 藤 雄 大 君 | 4 番 貳 又 聖 規 君 |
| 5 番 西 田 祐 子 君 | 6 番 前 田 博 之 君 |
| 7 番 森 哲 也 君 | 8 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 9 番 吉 谷 一 孝 君 | 10 番 小 西 秀 延 君 |
| 11 番 及 川 保 君 | 12 番 長 谷 川 か お り 君 |
| 13 番 氏 家 裕 治 君 | 14 番 松 田 謙 吾 君 |
-

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町 長 | 竹 田 敏 雄 君 |
| 教 育 長 | 安 藤 尚 志 君 |
| 総 務 課 長 | 高 尾 利 弘 君 |
| 企 画 課 長 | 工 藤 智 寿 君 |
| 経 済 振 興 課 長 | 富 川 英 孝 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 三 上 裕 志 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 本 間 力 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 本 間 弘 樹 君 |
| 建 設 課 長 | 下 河 勇 生 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 久 保 雅 計 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 鈴 木 徳 子 君 |
| 危 機 管 理 室 長 | 藤 澤 文 一 君 |

建設課参事 舛田紀和君
危機管理室主査 高野基哉君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 高橋裕明君
主査 小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、白老町強靱化計画策定（案）についてであります。担当課からの説明を行い、不明な点などの質疑を行った後、内容に対するご意見等がありましたら協議を行います。

それでは、白老町強靱化計画策定（案）について、町側から説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日は、議員の皆様方には大変お忙しいところこのようなお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

私から、本日の協議会の概要について少々触れさせていただきたいと思います。9月18日に開催しました全員協議会においては、この計画案の第3章までのところについての説明をさせていただきましたが、今回は全体的な計画案がまとまりましたので、この中の特に第4章、第5章についてご説明をさせていただきます。議員の皆様方から様々なご意見をいただきたいと思います。御存じのとおり、この国土強靱化計画につきましては12月の成案化がタイムリミットになっております。ただいまその関係も押さえながら、今日の全員協議会を開かせていただいておりますけれども、町民の皆様方にも11月2日から来月1日までパブリックコメントによって広くご意見を頂戴することになっております。同時に白老町防災会議においても専門的な観点からのご意見の収集を図っているところでございます。いずれにしましても、この強靱化計画が本町の安全・安心を担保するといえますか、保障するしっかりとしたものではないかと考えておりますので、どうか様々な観点からご意見、ご指導賜りますようよろしくお願いしたいと思います。この後は、担当から説明をさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） それでは、私からレジュメに従いまして資料の説明をさせていただきますが、前回の9月18日の全員協議会におきまして第3章の脆弱性評価までの説明をさせていただきましたので、本日は第4章、第5章を中心に説明いたします。

その前に、前回の全員協議会におきまして、分かりやすい概要版が必要ではないかというご意見をいただきました。本日は概要版（案）についても作成いたしましたので、議員の皆様方にはカラー刷りのA3判でお配りしているかと思いますが、こちらの資料1によりまして第1章から第3章まで簡潔に振り返りたいと思っております。説明が長くなりますが、なるべく簡潔ご説明したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

第1章、はじめには、第1節の計画策定の趣旨として、過去の大規模災害の教訓として国土強靱化計画及び北海道強靱化計画が策定されたこと。さらに、白老町においても国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、白老町強靱化計画を策定することをうたっております。第2節、計画の位置づけにつきましては、本計画が国土強靱化基本法第13条に基づき策定されるこ

と。さらには、体系図でお示しのとおり白老町総合計画でありますとか、各種分野別計画との連携、北海道強靱化計画との整合性、白老町地域防災計画との関係性を示しているところがございます。

次に、第3節の計画期間につきましては、令和2年度から令和5年度までの4年間ということで白老町総合計画の見直し時期と合わせた形で整合性を図ったものでございます。

次に、第2章、国土強靱化の基本的な考え方につきましては、第1節で町の概況と過去の災害について説明をしております。その内容といたしましては白老町の位置及び面積、地勢及び気候、それから平成21年以降の過去の主だった災害を掲載しているところがございます。第2節の基本目標につきましては、1つ目といたしまして、大規模自然災害から町民の生命・財産と白老町の社会経済システムを守るということ。2つ目といたしましては、白老町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献すること。3つ目といたしましては、白老町の持続的成長を促進することを基本目標として掲げてございます。

次に、第3章、脆弱性評価についてでございます。第1節では、脆弱性評価の考え方については、本町の現状から起きてはならない最悪の事態が発生した場合の分析・評価を行った上で、これを回避するために第4章の施策プログラムの設定を行うものでございます。第2節の脆弱性評価において想定するリスクについては、過去の災害等を踏まえ、今後、甚大な被害をもたらすと想定される自然災害をリスクの対象として評価を実施するものでございます。第3節、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定につきましては、北海道強靱化計画で示されておりますリスクシナリオをベースとして、本町では20項目のリスクシナリオを設定したところがございます。第4節、評価の実施手順につきましては、20項目のリスクシナリオに対しまして課題を整理するとともに、事態回避に向けた対応力について分析・評価を行うことをうたっております。第5節でございます。評価結果につきましてはリスクシナリオごとに大きく60項目について分析・評価を実施しておりますが、前回の全員協議会におきましてマトリックス表を用いた説明を行っておりますので、ここでは説明を割愛させていただきたいと思っております。

裏面にいきまして、第4章、第5章が掲載してございますけれども、1か所訂正がございます。縦に3分割になっておりますが、黄色い網掛けの部分の1-7の3つ目、外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策のところ、ひらがなで「よう」と入っている部分を削除願いたいと思っております。第4章、第5章につきましては資料2のA4判のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、資料2をお出しいただきたいと思います。

34ページをお開きください。第4章、国土強靱化のための施策プログラムであります。第1節、施策プログラム策定の考え方につきましては、脆弱性評価において設定したリスクシナリオを回避するため、本町だけでなく、国・北海道、民間等との適切な役割分担と連携の下で策定すること。また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策のみでなく、情報・訓練・防災教育をはじめとしたソフト対策を組み合わせ取りまとめたものでございます。

第2節でございます。施策推進の指標となる目標値の設定につきましては、施策推進に当たりまして、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標、いわゆる指標を設定すること。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても必要に

応じて目標値の見直しや新たな設定を行うことをここではうたってございます。

次に、第3節、推進事業の設定につきましては、財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため優先順位を考慮した施策の重点化を図ること。さらには北海道強靱化計画で示されました重点化項目と調整を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し推進事業を設定することをうたってございます。

次に35ページでございます。第4節、本町における国土強靱化のための施策プログラムにつきましては、施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する施策プログラムを設定してございます。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても必要に応じ施策プログラムの見直しや新たな設定を行うこととしております。

ここからは具体的な施策プログラム、目標値となる指標、推進事業を掲載してございますけれども、推進事業につきましては総合計画との整合性を図るため、関連する事業につきまして総合計画ナンバーと基本事業名を掲載してございます。ここでは個別事業名については掲載してございませんが、今後、総合計画の実施計画が示された段階で、別途、別表を作成する予定でございます。これにつきましては毎年更新をしていくということで、北海道の計画自体がこのような手法を取っているということでございますのでご理解をいただければと思います。

それでは、35ページの1-1からかいつまんでご説明したいと思います。1-1、地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生でございます。ここでは施策プログラムは大きく6項目上げてございます。1つ目といたしまして、住宅・建築物等の耐震化、ここでは白老町耐震改修促進計画の更新を実施することですとか、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進することをうたってございます。そのほか、建築物等の老朽化対策、避難場所等の指定・整備・普及啓発、緊急輸送道路の整備、地盤等の情報共有、次のページに行きまして、防火対策・火災予防について載せてございます。指標と推進事業の説明は記載のとおりでございますので省略させていただきたいと思います。以降も、指標並びに推進事業につきましては朗読を省略いたしますのでよろしく願いいたします。

続きまして37ページです。1-2、火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生でございます。施策プログラムとしては2項目、警戒避難体制の整備等につきましては、特に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するといったことを盛り込んでございます。そのほか、砂防施設等の整備、老朽化対策についてここではうたってございます。

続きまして38ページです。1-3、大規模津波等による多数の死傷者の発生でございます。施策プログラムとしては2項目、津波避難体制の整備につきましては、今年度公表されました新たな津波浸水想定、これを基にハザードマップの改訂を行っていくといったようなことと海岸保全施設等の整備、これらを盛り込んでおります。

39ページです。1-4、施策プログラムとしては2項目でございます。前回の全員協議会で白老川以外の北海道管理河川についても広く公表すべきだといったご意見も踏まえまして、ここでは洪水・内水ハザードマップの作成といたしまして、北海道管理河川についてはこのようなマップをつくっていくことを盛り込んでございます。2項目めの河川改修等の治水対策をここではうたってございます。

次40ページでございます。1-5、暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生でございます。施策プログラムといたしましては、暴風雪時における道路管理体制の強化、除雪体制の確保、この2項目を掲載してございます。

続きまして41ページ、1-6、積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大でございます。ここでは1項目、積雪寒冷を想定した避難所等の対策といたしまして、避難所等における防寒対策として暖房用機器や発電機といった備蓄を促進する内容になってございます。

42ページでございます。1-7、情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大でございます。ここでは4項目を掲載してございます。1つ目といたしまして関係機関の情報共有化でございます。前回の全員協議会でご指摘がありましたデマ等を考慮して正しい情報の発信・伝達ということがございましたので、ここで住民等への情報伝達体制の強化といったものも1項目設けさせていただきました。それから3つ目として、外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策、それから最後に地域防災活動、防災教育の推進、4項目をうたってございます。

44ページをお開きください。2、救助・救急活動等の迅速な実施、2-1、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止でございます。ここでは2項目でございます。物資供給等に係る連携体制の整備といたしましては、避難所生活が長期化した場合は、食育防災センター等から食糧供給に備える。ここの食育防災センターの明記は前回の全員協議会でご指摘があったということで、ここでうたわせていただきました。2項目めといたしましては、非常用物資の備蓄促進、この2項目でございます。

45ページの中ほど、2-2、消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞です。ここでは2項目、防災訓練等による救助・救急体制の強化、救急活動等に要する情報基盤・資機材の整備を上げてございます。

続きまして46ページの中ほど、2-3、被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、施策プログラムとしては3項目、避難所等の生活環境の改善、健康への配慮でございます。特にプライバシーの確保状況ですとか、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めることをここでは盛り込んでございます。2つ目として被災時の保健医療支援体制の強化、3つ目として災害時における福祉的支援、この3項目を掲載してございます。

続きまして48ページです。3、行政機能の確保、3-1、町内外における行政機能の大幅な低下でございます。ここでは4項目掲載しております。災害対策本部機能等の強化が1点目、それから行政の業務継続体制の整備、広域応援・受援体制の整備、行政情報等のバックアップ、この4項目を掲載してございます。

50ページでございます。4、ライフラインの確保、4-1、長期的または広範囲なエネルギーの供給の停止でございます。ここでは2項目でございます。再生可能エネルギーの導入拡大、石油燃料供給の確保をうたってございます。4-2、食料の安定供給の停滞でございます。施策プログラムとしては3項目でございます。前回の全員協議会で漁港施設の充実というところも言われておりましたので、食料生産基盤の整備のところでは農地や農業施設、漁港施設等の生産基盤の整備といったものをうたわせていただいております。2つ目として、地元農水産加工品の販路拡大、それから地元農水産物の産地備蓄の推進についてうたってございます。

52ページをお開きください。4-3、上下水道の長期間にわたる機能停止でございます。ここでは2項目を掲載してございます。前回の全員協議会で水道管の耐震化の部分のご質問、ご意見もいただきましたので、ここで水道施設の防災対策ということで、配水管などの耐震化を進めるとともに計画的な更新、維持管理など老朽化対策を推進することも盛り込んでございます。それから2つ目として下水道施設等の防災対策、この2点をうたってございます。

次のページ53ページ、4-4、町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止でございます。ここでは4項目、交通ネットワークの整備、道路施設の防災対策等、鉄道の機能維持・強化、それから災害時における新たな交通手段の活用ということで、ここでは白老港の利用ですとか、白老滑空場の維持・管理といったものも掲載させていただいております。

続きまして次の54ページでございます。5、経済活動の機能維持、5-1、長期または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞でございます。施策プログラムは3項目、リスク分散を重視した企業立地等の促進、企業の事業継続体制の強化、被災企業等への金融支援、この3項目を掲載してございます。

それから、次の55ページ、5-2、町内外における物流機能等の大幅な低下でございます。ここでは2項目でございます。港湾の機能強化という点が1つ目、それから陸路における流通拠点の機能強化ということで、前回産業道路の整備といったお話もございましたので、緊急輸送道路との接続路線として町道は重要な役割を果たすということで、日常からの点検強化を促進するといったことをここではうたってございます。

続きまして56ページ、6、二次災害の抑制、6-1、農地・森林等の被害による国土の荒廃でございます。ここでは2項目掲載してございますが、1点目の森林の整備・保全につきましては、大雨や地震等の災害時において土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備、これを計画的に推進することをここでは盛り込んでございます。それから2項目めとして農地・農業水利施設等の保全管理、この2項目をうたってございます。

続きまして57ページでございます。7、迅速な復旧・復興等、7-1、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れでございます。ここでは2項目、災害廃棄物の処理体制の整備、それから仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保、この2項目を掲載してございます。

58ページ、7-2、復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊でございます。ここでは2項目でございます。災害対応に不可欠な建設業との連携につきましては、前回の全員協議会でも、この人材の確保というのは難しいというところもございまして、ここでは災害の規模によっては北海道を通じて町外建設団体の支援を要請することを盛り込ませていただいております。最後に地域コミュニティ機能の維持・活性化を掲げてございます。駆け足になりましたが、第4章については以上でございます。

続きまして59ページをお開きください。第5章、計画の推進管理についてでございます。第1節の施策ごとの推進管理につきましては、本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制の下で施策ごとの推進管理を行うこと。それから、施策プログラムの推進に当たりましては、庁内の所管部局を中心に国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況です

とか、目標の達成状況などを継続的に検証し効果的な施策の推進につなげていくことをうたってございます。

次に、第2節のPDCAサイクルによる計画の着実な推進につきましては、本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築することとさせていただきます。また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合につきましては、随時見直しを行うものとしており、毎年、白老町強靱化計画推進本部会議を開催した中でこれらを検証していくという中身でございます。

最後に、令和3年度における国土強靱化計画に関わる対象となる国の補助金・交付金メニューにつきましては、現段階ではまだ示されていない状況でございます。この補助メニューにつきましては資料が入手できた段階で、議員の皆様にも配付させていただきたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について、特に確認しておく必要がある方はどうぞ。

1番、久保一美議員。

○1番（久保一美君） 一つお聞きしたことがあるのですが、今の資料の中に一時避難所に対しての項目が見受けられないように感じたのですが、町内にも一時避難所とはいえ曖昧な場所はたくさんあると思うのですけれど、その辺についてどのようなお考えなのかお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。一時避難所について事細かく掲載したものにつきましては、白老町地域防災計画並びに白老町の防災マップ、これを用いて皆さんにお知らせするといった中身でございますので、ここでは特段うたってはございませんけれども、一つ言えることは今年の4月に新たな大規模地震が発生したときの津波の浸水予測図、これが今年度中、3月末までには公表されるだろうと言われております。危機管理室として検討しておりますのは、その浸水予測図を用いて現状の一時避難場所が、例えば浸水地域に編入されるですとか、そういったところを検証させていただきたいという作業が一つと、それに基づいた防災マップ、これは予算が伴うものですので、今絶対つくりますというお話はできませんけれども、全戸配布している防災マップ、これにつきましては次年度以降更新していくべきだろうと思っております。それは、浸水予想図もそうですし、一時避難場所あるいは指定避難場所の位置ですとか、そこに先ほども説明したようにその防災マップには土砂災害の危険区域ですとか河川の氾濫による浸水エリア、そういったものを併せてお示しした中で、町民に周知していきたいという考えを持っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 説明の最後のほうに国の補助体制についてのご説明がございましたが、前回の全員協議会の中で、令和2年度予算における国土強靱化地域計画に基づいて実施される取組

等に係る各省庁の支援についてという書類もいただいておりますが、これとは別に白老町の強靱化計画に基づいた補助がどうなっていくかというのを、後ほどまた議会のほうへ示していただけるという理解でよろしいかかどうなのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 今回は3回目の全員協議会になります。1回目の全員協議会の際に、令和2年度の強靱化計画に関わる国の補助金・交付金のメニュー表を配付させていただきました。先ほど私がお話したのは、お配りした資料の令和3年度版がまだ来ていないということでございますので、令和2年度のをベースにして、そこからまたプラスになるのか、削られるものもあるのかというところがまだ示されていないということでございます。おそらく1回目の全員協議会でお配りしたものと様々のものがまた示されるだろうと考えておりますので、これにつきましては詳細が示され次第、議員の皆様にも改めて配付をさせていただけたらと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 前回の全員協議会の中で、議員側から示された意見が盛り込まれて今日に至っているというところが大変感じられました。私の立場からも大変練り込まれたと感じております。私の議員生活の中で経験した災害対応についての中で2点だけ伺います。

42ページ、施策プログラムの中で外国人に対する要配慮者対策ということで、ウポポイ開設を迎えて、コロナ禍の中で外国人は来ていませんが、これから来るであろう外国人を想定したということでした。大変重要な視点ではないかと感じています。私も宿泊施設を運営させていただいている中で、胆振東部地震の際、3時頃に私も宿に駆けつけましたけれども、一番動揺しているのは外国人なのです。

実際に虎杖浜温泉の場合は最寄りの駅である登別駅まで歩いて行けるのですけれども、カルルス温泉から登別駅まで歩いて帰ろうとした外国人さんがいるのです。こういったことは分からないので、これから大きな混乱を及ぼすと思います。ただ、現実的な部分として、外国人の受入れなどを町で担っていくというのは非常に困難だと思われまます。共助ということで3点目に、最大限の発揮に向けた取組を推進するとあって、私もこの立場でよろしいのではないかと思います。そういった部分で外国人の観光客の一時的避難というか、そういった部分について、新千歳空港も閉鎖されてしまうと帰りに帰れない、JRもないし宿からも出されてしまったということもありましたので、民間の宿泊施設にも要請するだとか、共助の推進の強化、この観点は経験上の中でも非常に大事ではないかと感じています。

もう1点は非常用物資の備蓄推進です。これは報道にもあったとおりで、白老町はこれからまだ取り組んでいかなければいけない部分だと思っております。それと同時に非常用電源の確保ということで、今ソーラー式の部分も確保などは順次進めるのは理解していいと思います。それとエンジン発電機の整備です。この間の胆振東部地震の際に私も活用させていただきました。避難所で充電をして遠方にいる親族と安否の確認ができたりして、正確な情報が伝わったりといった部分で、情報伝達の部分が大変重要だと感じました。こういった備蓄品の充実も重要なのですけれども、資機材の充実も併せて表記して、それに向かった努力が必要ではないかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 町内に在住している外国人の方、それからウポポイが開設した中で、今一定制限がある中で、なかなか外国人観光客の方が訪れにくい状況にはなっておりますが、いずれはインバウンドの方が多くいらっしゃるという想定の中で、先般、一時避難所として慰霊施設を活用できないかという協議で、アイヌ民族文化財団の担当の方とも外国人観光客の避難の在り方についてお話をさせていただきました。実際にはいろいろな訓練の中で、英語が堪能な方も中にはいらっしゃるの、その方を先頭にそこまで引率をするというようなところを考えてはいますけれども、当然ながらプログラムなど、アイヌ民族文化財団の方がおっしゃったのは、日本に観光に来る方というのは割と情報の取り方というのは分かっているそうです。私も議会答弁の中で何回かお話させていただいたセーフティチップスというアプリは多言語に対応した防災のアプリなのですが、どこでどういう災害が起きて最寄りの避難場所はどこであるとか、情報が取れるアプリもごございますので、そういったものも活用しながら、これは駅北のインフォメーションセンターですとか白老駅にそれを読み取るQRコードも置いてございますので、こういったものを広くPRしていくのが一番なのかなと思っております。

それとあわせてアイヌ民族文化財団から要請があったのは、外国人観光客が一時避難して、例えば、帰りの交通網が遮断されてしまったときに町内の避難場所として受け入れできるかどうかといったようなところもお願いされておりますので、それは白老町としては拒むものではないですし、帰宅困難者があれば避難所として受けたいといったお話もさせていただいております。

先ほど、登別市のお話も出ましたので触れますけれども、今、クッタラ火山の関係で登別市と白老町は協議体を結んでおります。登別市でクッタラ火山が仮に噴火した場合は避難しなければならないかというときに、登別温泉から皆さんが降りてきたと。では、逃げ場所としてどうなのだといいところに関しましては、帰宅困難である場合、そこは白老町としても避難者を受け入れる用意もしなければならないといったことも登別市とは話をさせていただいているといった状況でございます。

それと2点目の発電機の関係でございますけれども、今災害時の備蓄方針に基づいて10か所の避難場所に発電機を配置してございます。主にはガス式の発電機、これをメインに整備してございまして、数としてはほぼ充足しているのかなと思います。お話があったとおり、発電機ですから当然ながら以前にあったようにブラックアウト時には明かり取りとして照明にも使えますし、前回もあったとおり携帯電話の充電に困って、なかなか充電する場所がないといったようなところにも発電機を整備した中で対応していきたいと思っております。情報源としてはラジオあるいはポータブルテレビといったものも避難所に備えておりますので、情報伝達の手段としてはいろいろございまして、そういったものも含めて今整備を行っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 34ページです。考え方の確認だけをしておきたいのです。第2節の施策推進の目標となる目標値の設定なのです。私も、前回の全員協議会に出ていませんので、第1章、第2章、第3章、第4章と読んで来たのですが、この強靱化計画は法定計画です。ですから多分策

定のつくりは全国一様になっているのかと思います。言葉の置き換えもあると思うのです。全部目を通してきたのですけれども、この34ページの第2節の施策推進の指標となる目標値の設定、ここについて、先ほど古侯副町長が冒頭で、この計画はまち、あるいは町民の安全・安心を担保するものと説明がありました。それを受けていくと目標値の中身、経年的な事業量を国、北海道、民間等の各関係者が共有する努力目標と書いているのです。これをずっと第4章、第5章まで読んでいくと、かなり町民の安全・安心を守ることと近接しているのだけれど、結論からいくと努力目標と位置づけると書いているのです。担当課長からも説明がなかったのだけれど、ここでいう努力目標とはどのようなことを言っているのか、どのように理解していいのか、後退しているのです。これの見解を伺います。その後、具体的に1、2点確認したいと思います。これをきちんと整理しておかないとせっかく議論して計画書をつくっても意味がないと思います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ここでは、数値目標を設定する中で努力目標として位置づけるという書き方につきまして、4年間の計画の中で目標値を設定してございますけれども、この部分に関しては一定限、例えば総合計画に載っているKPI、これに合わせているものの中にはありますし、全く別な指標項目を載せているものもございます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 言葉の捉え方のところで、努力という部分の押さえ方がもっと強力にというか、必ずという意味合いのものを含めた目標値を設定しなければ、冒頭に私からもあったように、本当に町の安全・安心を守る目標値や押さえにならないのではないかという、そのような危惧する部分が今のご質問かと思っています。ただ、ここで上げた努力目標と位置づけるということについては、その前段にも書いてありますけれども、施策推進に関わる各関係機関、国、北海道、民間だとかということでの押さえ方はそれぞれあります。そのような中での一定限の共通性について、しっかりとお互いに進めていくときに、努力といいますか、共通する部分の押さえ方の中でやっていかななくてはならないという意味合いでの努力という目標ということでの押さえ方なのです。決して言葉の中に含まれている絶対性のあるような目標ではないのかということでは、意味合いでは押さええてはおりませんので、あくまでもしっかりと目標値に掲げた達成に向けて各機関と共に、共通理解を図りながら進めていかなければならないということだけは、その中には含めてあるということで、言葉の捉え方が単純に目標と共通目標とを位置づけるだと、そのようなことのほうが分かりやすいのか。努力という言葉が前段にあるがゆえに、その目標の押さえ方が弱まっているのか。そのところは今、前田議員からご指摘のあった部分としては考えたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私は私なりに解釈しているのですが、議論しませんけれど。努力目標の文言、これは町としての意思表示としてのこの強靱化計画の町の指針を示したものの、町として独自に努力目標という言葉で指針として示したもののなのか。あるいは先ほど私が言っていたけれど、国のガイドラインによる努力目標という言葉を使って、国から来ているからそれに当てはめてこのような表現にしたのか。どちらですかということです。それによって受け方が違ってきます。本当の町の気持ち、努力ですから一つの目標に進んでいくという意味なのだけれど、今の説明を聞くとよく

私には伝わってこないのです。極端に言うと、このつくりが国のガイドラインによってそのような言葉を使ったのではないかということなのです。もしそうであればそれを町はどこまでそれをそしゃくして我々に言っているのかということを知りたいのです。この言葉を町が独自に使って入れたというのなら別です。どちらなのかの確認だけをおきたいのです。

具体的にもう一つ、大事なことなのですけれど、36ページに指標があります。これを読んでいると指標を明確にしなければと書いてあります。この中で、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況と福祉避難所の確保状況について、現状値では数字がきちんとなっているのに、目標値ではなぜ曖昧な言葉になってしまうのか。その捉え方が人口減少とかいろいろと集合化を図ってなどと言っていますけれども、そのようなことで曖昧にしているのか。あるいはあえて指標を出さないと書いていて現状値があるのになぜ目標値がなくなるのかという部分です。

それともう一つだけ聞いておきたいのですけれど、35ページの施策プログラムの中の建築物等の老朽化対策です。全体を見たら9ページでも言っているのですけれど、ここでいう最後の白老町公共施設等総合管理計画は私たちは十分に分かります。その後なのです。各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画に基づいて、計画的な維持管理や施設更新を実施するとなっています。言葉として言っているのですけれど、本当に各施設の管理者のリストとか、民間も入ってくるのか、その辺はどのような言い方をしているのか。町の契約担当以外の各施設の管理者が策定すると、これきちんと押さえなければ、管理や施設の更新や実施するための指導ができなくなります。これをきちんと押さえられた中でこのような言い方をしているのか。その2点だけ確認をしておきます。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時13分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 前田議員からの質問にお答えいたします。3点ほどございました。1点目の34ページ、第2節、努力目標という表現、この部分につきましては北海道の計画なりマニュアルの丸写しではないかといったようなお話ではございますけれども、今確認しましたら、北海道の計画としてもこのような表現を使っております。もちろんそれに沿った形にしなくても、例えば努力を取って目標にするですとか、絶対目標にするといった表現の仕方もあろうかと思っておりますけれども、その前段にも書かれているとおり、例えば財源措置が担保されないなど、あるいは社会情勢の変化、昨今のコロナ禍において社会情勢も低迷しているといった状況の中で、やはりここは絶対目標というよりは努力目標という表現がいいのではないかという判断の下にこのような書き方をさせていただいたというところでございます。また、この部分については民間の事業者、福祉施設等で民間施設もございますので、こういったことも踏まえると努力目標という表現をさせていただいた中で、先ほどお話したとおり社会情勢の変化、こういったものも加味しますと、その後に書かれている計画期間中においても、目標値の見直しということとはできるというふうに書いておりま

すので、ここの部分はそのような理解でお願いしたいと思います。

それから35ページ、白老町公共施設等総合管理計画は、現存する計画でございますが、それに付随する各施設の長寿命化計画につきましてはそれぞれの所管部署において、それぞれの施設を延命するなり、改修するなり、あるいは場合によっては廃止するといったようなことは考えておりますので、そこは認識されているということでご理解いただければと思います。

それから、36ページの指標の記載の仕方は数値目標でございますので当然ながら言葉ではなく数値として掲載したほうがいいという考え方もございます。ここの指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況、それから福祉避難所の確保状況について、なぜこのような表現にしたかと申しますと、今年度中に津波の新たな浸水予測図が発表されることに併せて土砂災害マップも今年度中に全て公表できるような状況になりますので、それらを改めて検証した上で今の一時避難場所、あるいは避難場所、避難施設、これらがそれにそぐうかそぐわないか。ここを検証した中でのという考えで、ここの部分は言葉で表現させていただいたということでございます。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 35ページの第4節の避難場所等の指定・整備・普及啓発のところ、高齢者や障がい者の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組むとなっています。以前は福祉避難所は公表しないようなことを言っていたのですけれど、今回からは福祉避難所は公表すると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 高野危機管理室主査。

○危機管理室主査（高野基哉君） ここの福祉避難所の部分に関して、公表する、しないというよりも、現状の防災マップの一覧表の中では指定をしておき公表している状況にあります。ただ、災害のときは災害の種類であったり、災害の規模であったり、その都度避難所というのは変わってくる状況にあります。あくまで福祉避難所というのは避難所の中で具合が悪くなったとか、そういった方を医療施設の前に福祉避難所、ベッド等が掲載されている医療関係者がいるようなところに避難していただくという避難所の捉え方ですので、あくまで町側で何名の具合が悪くなった方を福祉避難所に搬送しなければならないというのを把握してから町側で指定してそこに搬送するという避難所になります。とりあえず防災マップの中では7か所、福祉避難所というのは指定していますが、災害によってその状況が変わるというところであえて公表していないという発言をしていたのではないかと思いますので、その辺りはご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） では、結局は災害時にならないと福祉避難所というのはどこか分からないということになってしまうのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） あらかじめ福祉避難所として指定はされています。災害の種類によって、例えばここの福祉避難所が被災を受けたといった場合にそこに避難はできないわけですから、状況に応じて、今回の災害のときはここの避難所に避難してくださいという周知という意味合

いで捉えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） しつこく聞きましたのは、実は難病患者の方々のことがあるからなのです。一昨年胆振東部地震のときも、札幌などでもかなりの大きな災害になったときに全道の難病患者の方々が福祉避難所に行けなかったということがすごく多かったのです。申し訳ないのですが、障がい者の人たちはぱっと見た感じで障がいがあるかどうかが判断されやすくてすぐに手配していただけるのですけれど、難病患者の方というのは外見で、話ただけで、この人は本当に難病なのかというのが分からないのがほとんどなのです。そうやってきた中でどうしても後回しにされてしまう、そのような状況もありまして北海道難病連としては何とか難病患者の人たちを救ってほしいという願いを込めまして、福祉避難所を難病患者の人たちにぜひ前もって教えてもらって、緊急のときには教えてもらえる体制をつくってほしいということを何度も要望しているのです。実は苫小牧保健所から白老町へは難病患者の方々の名簿が渡っていないのです。それは白老町ばかりではなく全国的な問題なのです。

今回このような国土強靱化計画というものをつくった中で、これは白老町だけの問題ではなく全国的な課題なのにもかかわらず、国のほうではそこのところは何も手をつけずに、このような表面づらだけは格好がいいです。でもいざとなったときに難病患者の人たちは本当に行くところがありません。普通の避難所に行っても迷惑がかかるからどうしようかと困ってしまってどうしようもありません。このような状況は何年も前からいろいろな避難所で課題になっているはずなのですが、何せ数が少ないため表面に上がってきていないということで、今日言わせていただいたのは、全員協議会なのでぜひその辺も含めて何とか1人でも多くの難病患者さんを救っていただけるような体制をつくっていただければ、そのようなお願いで言わせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、保健所から情報が提供されないということは西田議員も御存じだと思うのですが、これについては今コロナが流行している中で保健所としての業務もかなり多くなってきている状況があります。そのようなことも踏まえまして、コロナ禍の中で災害が発生した場合、保健所の業務としては難病の方の対応もしなければならぬということで業務が2つになってしまうということが十分に考えられます。そうなりますと保健所としましても、管内でコロナが発生してクラスターが発生した場合、市町村にも業務の一部を手伝ってもらえるようなことも言われているものですから、その辺で市町村としての役割というものも出てきます。そうしますと町としてできること、例えば西田議員がおっしゃった難病の方への対応を市町村のほうで担うということも必要になってくるのではないかとことは想定されます。その辺を保健所を通して、制度的に今できないのであればそこを改善してもらおうとか、そのようなことも訴えていく必要があるのではないかと思います。その辺は我々のほうからも保健所へ申入れを試みたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 難病の方、障がいを持った方も含めて、今要支援者名簿を整備して、ここを健康福祉課で進めているところもございます。災害時になかなか避難が大変だと、この

辺に関しての配慮というのは強靱化計画のみならず、地域防災計画の見直しの中でも、そのような部分は配慮していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは私から、一つ質問してみたいと思います。第2節の基本目標の中で、町民の生命・財産を守るというのもあるし、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化というのもあるのですが、私がお聞きしたいのは太陽光発電です。太陽光発電もいよいよ建設がまちの中に入ってくるようになりました。どこに建てても自分の財産ですから今の状況では野放しになっているような状況です。太陽光発電の構造物もまちの中も、行政区外も見たら構造は同じなのです。そうなれば隣接されている住民の方がいるのですが、いきなり隣に建つわけですから心配もあるし、風の音もあるし、それから将来、20年くらいしたら老朽化もして風であおられる場合もありいろいろあります。もう一つは隣近所と遮断されてしまうと言っている方の話です。もう一つは、まちの中に入ってきたのですが、土地の価格が平米2,000円以下でなければ建てていないそうです。そうすると一等地でも何でも太陽光発電のパネルを建てているのはその価格以下で建てているわけですから、道路のその周辺の土地の価格も下がってしまうのです。例えば4万円を買っても2,000円になってしまうのです。そこにいろいろな問題があると思うのですけれども、今まではともかく、これからはまちとしてきちんとした規制というか、何かをやらなければ、人口が減ってきて空地もどんどん増えてくるのは間違いないのだけれど、何とかしなければ土地の評価額も下がり、安心・安全に暮らせないとかいろいろな声があるのですけれども、まちはどのように考えているのかというのをお聞きしておきたいのです。

富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 太陽光発電の関係につきましては、各市街地、住宅街においても総面積の中で設置されるというようなことが散見されるという実態は我々も捉えています。また、近所にお住まいの方から太陽光発電だらけになっているという声もいただいて、我々も現地に行ってお話をさせていただくという実態もございます。また、厚真町などではそのような規制を講じているということもございますので、今どうのこうのということは言えませんが、その辺の状況を踏まえながら検討を進めさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 若干補足させていただきたいと思います。防災という見地から太陽光発電のお話をさせていただきますと、胆振東部地震でブラックアウトが発生したときに、電力の供給が停止してしまったところを踏まえて、現在経済産業省のほうでマイクログリッドという太陽光発電所に付随する蓄電地の導入の促進を進めているところでございます。これは蓄電池を導入することによって出力制限を電力の供給が多すぎるときにそこにためておいて、少なくなったら蓄電池から供給するといったようなところと、もう一つは防災的な観点で、停電が長時間化したときにその蓄電地から一定エリアの例えば住宅ですとかあるいは避難施設、そういったところに電力を供給しますといった、そのような制度が今講じられております。

今白老町内でも1か所そのような相談を受けている事案がございますけれども、例えば道内で採

損を受けている事例でいいますと、石狩湾新港でいうと港湾の荷役施設がストップしてしまって輸送できないのでそこで蓄電地を設けましようとか、あるいは、当時生乳、いわゆる牛乳を大量に廃棄してしまったというところで釧路市の農業協同組合がそういった蓄電地を設けたい、そういったものが採択されている状況でございます。

ただ、一方では今松田議長からお話があったとおり、やはり景観上の問題、これについては経済産業省も認可をする際に必ず近隣の住民ですとか、地域の方に説明をするなり同意を得なさいといった指導はしているのですが、昨年、20年の買取り価格のリミットだったので駆け込み的に建てられたものが相当あって、近隣住民の相談なしに設置されたものというのも相当多くあると聞いております。我々も今後そのような相談を受けたときには、景観に配慮した、地域住民にも説明するような、そのような指導はしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 景観ばかりではなく、先ほど私が言ったように平米2,000円以下の価格しかつけていないと聞いています。しかし、居住地の一等地に空き地だから建てたとすると、隣の土地の評価が本当にならんと変わってしまうのです。一等地で売却したいと思っても地価が5分の1とかになってしまうのです。そのような大きな問題も関わっているのです。今日どうのこうのではなく、これからまちはきちんと考える必要があるのではないかと思うので一言だけ言いましたが答弁はいいです。

藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 先ほど老朽化した太陽光発電のパネルのお話もございましたが、今法改正の中で、一定限の大きさの太陽光発電パネルについては解体費用、更地にする費用を一定限積みなさいという法整備も検討されていると聞いておりますのでご紹介させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） そう言うからまた言いますが、今つくっている会社が20年後にいなくなったら誰がするのですか。私が言っているのはそのようなことなのです。いくら法整備をしても、いない者にどのようにするのですか。今始めたばかりですから、そのように規制しておいたほうがいいのではないかと思うのです。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について特に聞いておく必要のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。それでは、ご意見はございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 次に、その他であります。本件については、この後、成案化される予定ですが、ただいまの意見とパブリックコメントなどを通じてまとめた結果については、全議員に配付していただくことでご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように町側をお願いをいたします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって白老町強靱化計画策定（案）について協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午前11時36分）